

議案第48号

京田辺市の特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例
の制定について

京田辺市の特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例を別紙のと
おり定める。

令和7年9月3日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、本市において固定資産税等の課税誤りが判明したことにより、市長
及び副市長としての責務を果たすため、市長及び副市長の給料を減額すること
について、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市の特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例（案）

（給料の特例）

第1条 市長の給料月額は、京田辺市の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和26年京田辺市条例第41号。以下「特別職給与条例」という。）第3条第1号の規定にかかわらず、同号に定める給料月額からその10分の3に相当する額を減じた額とする。

2 副市長の給料月額は、特別職給与条例第3条第2号の規定にかかわらず、同号に定める給料月額からその10分の2に相当する額を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和7年10月31日限り、その効力を失う。